

児童手当受給者数および児童手当の支給状況

各年 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)	
平成 17 年度	計	5,939	93,706	5,000	468,530	
	3歳未満の児童	被用者	1,751	13,167	10,000	131,670
		非被用者	455	20,199	5,000	100,995
		特例給付	308	2,856	10,000	28,560
	3歳以上 小学校第3学年 修了前の児童	被用者小3修了 前特例給付	3,716	5,199	5,000	25,995
		非被用者小3修了 前特例給付	879	883	10,000	8,830
		特例給付		3,671	5,000	18,355
			387	10,000	3,870	
			52,748	5,000	263,740	
			6,954	10,000	69,540	
			11,889	5,000	59,445	
			2,087	10,000	20,870	
18	計	8,798	121,614	5,000	608,070	
	3歳未満の児童	被用者	2,052	16,626	10,000	166,260
		非被用者	496	22,393	5,000	111,965
		特例給付	40	3,178	10,000	31,780
	3歳以上小学校 修了前の児童	被用者小学校修了 前特例給付	4,951	5,497	5,000	27,485
		非被用者小学校修了 前特例給付	1,259	899	10,000	8,990
		特例給付		1,588	5,000	7,940
			202	10,000	2,020	
			74,202	5,000	371,010	
			9,371	10,000	93,710	
			17,934	5,000	89,670	
			2,976	10,000	29,760	
19	計	8,919	104,466	5,000	522,330	
	3歳未満の児童	被用者	2,114	42,048	10,000	420,480
		非被用者	466	3,901	5,000	19,505
		特例給付	44	23,387	10,000	233,870
	3歳以上小学校 修了前の児童	被用者小学校修了 前特例給付	5,035	970	5,000	4,850
		非被用者小学校修了 前特例給付	1,260	5,313	10,000	53,130
		特例給付		79	5,000	395
			475	10,000	4,750	
			79,889	5,000	399,445	
			9,757	10,000	97,570	
			19,627	5,000	98,135	
			3,116	10,000	31,160	
20	計	9,048	100,951	5,000	504,755	
	3歳未満の児童	被用者	2,185	47,402	10,000	474,020
		非被用者	450	0	5,000	0
		特例給付	44	28,295	10,000	282,950
	3歳以上小学校 修了前の児童	被用者小学校修了 前特例給付	5,169	0	5,000	0
		非被用者小学校修了 前特例給付	1,200	5,975	10,000	59,750
		特例給付		0	5,000	0
			570	10,000	5,700	
			81,987	5,000	409,935	
			9,587	10,000	95,870	
			18,964	5,000	94,820	
			2,975	10,000	29,750	
21	計	8,978	101,347	5,000	506,735	
	3歳未満の児童	被用者	2,158	47,045	10,000	470,450
		非被用者	429	0	5,000	0
		特例給付	33	28,136	10,000	281,360
	3歳以上小学校 修了前の児童	被用者小学校修了 前特例給付	5,164	0	5,000	0
		非被用者小学校修了 前特例給付	1,194	5,820	10,000	58,200
		特例給付		0	5,000	0
			483	10,000	4,830	
			82,943	5,000	414,715	
			9,760	10,000	97,600	
			18,404	5,000	92,020	
			2,846	10,000	28,460	

資料：子育て支援課

(注)

- ・昭和47年1月から実施
- ・被用者 原則として厚生年金保険等の被用者年金保険制度における被保険者、組合員または団体職員の範囲
非被用者 被用者または公務員でない者
- ・児童手当法改正により、昭和61年 6月から市民税の所得割有無による支給廃止。制度改正により平成 4年 1月から第1子より支給。第1子・第2子に月額5,000円、第3子以降に1人当たり月額10,000円支給。
- ・児童手当法改正により、支給対象年齢が平成12年 6月から義務教育就学前までに、平成16年 4月から小学校第3学年修了前までに、平成18年4月から小学校修了前までに延長された。
- ・受給者数は、3歳未満と3歳以上の児童を養育している場合は、それぞれに計上している。
- ・児童手当法改正により、平成18年4月から所得制限が緩和された。
- ・児童手当法改正により、平成19年4月から3才未満の手当月額が一律1万円となった。